

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

— 出資団体・公の施設の指定管理について —

【報告書の要旨】

今回監査した限りにおいては、概ね適正と認められました。しかし、後述のとおり改善を要する事例が見受けられたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望します。

【監査対象団体：みきやま株式会社】

日々行う業務プロセスの決裁について、規程の整備が不十分であることや、実際の業務が規程とは異なる運用がされている等の内部統制に不安が残る事例が散見されました（P.5，P.7）。

次に作成された財務諸表についてですが、おおむね適正に作成されていますが、計上すべき退職給付引当金が計上されていないこと、会社法及び定款の規定による決算の公告がされていない等の改善すべき点がありました（P.6）。

【監査対象所管課：三木市商工振興課及び観光振興課】

当該団体の利益剰余金については株主配当や事業への再投資は積極的には行われずに、その大部分が毎年、現預金として内部留保されています。これは当該団体の財務健全性には貢献しているものの、資本効率性や株主の権利行使という観点からは若干の課題を残しています（P.7）。

本市所管課である商工振興課及び観光振興課には上述の事項をはじめとする様々な課題について、当該団体と密に連携して取り組むことを要望します。

【最後に】

当該団体は、本市が出資した目的に沿って事業を実施しており、財政状態は大変安定的で経営成績も良好です。これは長年にわたる同団体の役職員及び本市所管課職員による功績といえます。今回の監査を契機として、さらなる業務改善が行われ、透明性及び効率性の一層の向上が図られることを期待します。

[指摘事項4件・委員意見2件あり、報告書本文に内容記載]

令和5年2月

三木市監査委員

三 監 報 第 1 4 号
令和 5 年 2 月 2 2 日

三 木 市 長	仲 田 一 彦 様
三木市議会議長	堀 元 子 様
三木市教育長	大 北 由 美 様
三木市選挙管理委員会委員長	平 田 義 則 様
三木市公平委員会委員長	中 嶋 展 也 様
三木市農業委員会会長	大 原 義 弘 様
三木市固定資産評価審査委員会委員長	西 本 公 彦 様

三木市監査委員 石 本 成 史

三木市監査委員 中 尾 司 郎

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき令和 4 年度財政援助団体等監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じられたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

目 次

1. 準拠	2
2. 監査の種類	2
3. 監査の対象	2
4. 監査の着眼点	2
5. 監査の主な実施内容	3
6. 監査の実施場所及び日程	3
7. 監査対象団体の概要	3
8. 監査の結果	5
9. むすび	7

財政援助団体等監査結果報告書

(出資団体監査・公の施設の指定管理者監査)

1. 準拠

本監査は、「三木市監査基準」に準拠している。

2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

3. 監査の対象

(1) 出資団体及び指定管理者

みきやま株式会社

(2) 所管部署

産業振興部商工振興課

産業振興部観光振興課

(3) 監査の範囲

平成30年度から令和4年度

4. 監査の着眼点

(1) 出資団体監査

(ア) 出資団体

- ① 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成・公告されているか
- ③ 経営成績及び財政状態は良好か
- ④ 関係帳票の整備、帳簿は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(イ) 所管課

- ① 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか
- ② 株券等の保存及び管理は良好か
- ③ 出資者として権利行使は適切に行われているか

(2) 公の施設の指定管理者監査

(ア) 指定管理者

- ① 施設の運営管理業務は協定書等に基づいて適正にされているか
- ② 施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか
- ③ 施設の利用促進のための努力はなされているか
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか

(イ) 所管課

- ① 指定管理者の指定手続き及び協定書の締結は適正に行われているか
- ② 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか
- ③ 業務の履行確認は、報告書によりなされているか

5. 監査の主な実施内容

(1) 書面監査

事前調査及び関係資料の提出を求め、その内容の確認及び分析を行った。

(2) 説明聴取等

取組の状況、根拠、課題等について団体及び所管部署双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施した。

6. 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 市役所、道の駅みき及びかじやの里メッセみき
- (2) 実施日程 令和4年12月9日～令和5年2月7日

7. 監査対象団体の概要

(1) 構成団体の名称、所在地等

名称	みきやま株式会社
設立年月日	平成10年12月25日
所在地	兵庫県三木市福井2426番地先

(2) 主な事業内容と目的（定款第2条、登記簿の記載）

- ① 三木市の特産物・特産品・観光土産品の販売及び展示場の運営
- ② 三木市が委託する観光施設、建物及び附属設備の維持管理・清掃等に関する業務の受託
- ③ ホテル、貸会場、飲食店の運営・管理・賃貸及び経営
- ④ 食料品、清涼飲料、菓子類その他日用雑貨品の小売業
- ⑤ 観光案内、宣伝、広告及び市場調査に関する業務
- ⑥ 店舗、店舗設備、什器備品その他各種物品の賃貸に関する業務
- ⑦ 前各号に附帯関連する一切の事業

(3) 三木市との関係

(ア) 出資団体

① 出資状況

資本金総額1億円のうち、4,500万円を市が出資している。

出資団体	出資額	持株数	持株比率
三木市	4,500万円	900	45%
民間企業（21法人）	5,500万円	1,100	55%
合計	1億円	2,000	100%

② 役員及び派遣職員

役員10名のうち1名は市職員が就任している（無報酬）。

市からの派遣職員はいない。

③ 株券の発行

当該団体については株券発行会社であるが、株主からの株券不所持の申出または発行請求がないことから発行していない。なお、会社法第217条第3項の規定に基づき株券不発行の株主については株主名簿にその旨記載されている。

④ 所管課 観光振興課

(イ) 公の施設の指定管理等

① 管理する施設

施設名	指定管理団体名	所管課
道の駅みき	みきやま株式会社	観光振興課
かじやの里メッセみき		商工振興課

② 指定管理料等

市からの受託形態及び指定管理料は次のとおりである。

施設名	受託形態	指定管理料	
		令和4年度	令和3年度
道の駅みき	指定管理 (利用料金制)	0円	0円
かじやの里メッセみき		2,355,900円	1,651,100円

※道の駅みきの指定管理料は支払わない取決めがされている(協定書第21条)

③ 指定管理の期間

いずれの施設も平成30年4月1日～令和5年3月31日

8. 監査の結果

監査の結果、対象となった出資団体に係る出納その他の事務、施設の管理運営及び出納その他の事務の執行について、監査した限りにおいて概ね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたため、所管課は出資団体及び指定管理者に対し適切な指導・助言を行うとともに、出資団体及び指定管理者においては所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に対し通知願います。

改善を要する事項については、以下に示すとおり。

(1) 指摘事項

ア 出資団体監査

① 業務プロセスの決裁について

【内容】

当該団体が日々行う業務プロセスについては、決裁権限等に関して定めた「稟議取扱規程」が策定されている。しかしながら同規程第3条に定められている別表2が実在しない等の不備が認められた。

さらに、物品の購入について同規程に定められた決裁権者の決裁の記録が確認できなかった事例や同規程に基づく稟議書の作成が統一した基準で作成されていない事例が散見された。

このように規程の不備や実際の業務プロセスが規程とは異なる運用がされている等、内部統制に不安が残る結果となった。(出資団体)

② 退職給付引当金について

【内容】

当該団体の財務諸表は「中小企業の会計に関する基本要領」に基づいて作成されている。同要領によると「従業員との間に退職金規程や退職金の支払いに関する合意がある場合、企業は従業員に対して退職金に関する債務を負っているため、当期の負担と考えられる金額を退職給付引当金として計上します」とされている。

当該団体には「退職金支給規則」があり、従業員との間に退職金の支払いに関する合意があるにもかかわらず、当該団体の財務諸表には退職給付引当金の計上が認められなかった。
(出資団体)

③ 決算の公告について

【内容】

会社法により、株式会社は定時株主総会の終結後遅滞なく決算の公告をしなければならない(会社法 440 条第 1 項)。当該団体の定款第 4 条によればこの公告方法として官報に掲載して行う旨が規定されているが、同方法による公告がされていることが確認できなかった。

市からの出資比率が 45% となる団体であるという点を鑑みると、当該団体は一般の株式会社と比しても高い水準の透明性が求められていることは明らかであり、法令に規定する決算公告は最低限の会計ディスクロージャー(情報開示)として行う必要がある。
(出資団体)

イ 公の施設の指定管理者監査

月次報告書の提出について

【内容】

「道の駅みき指定管理者基本協定書(平成 30 年 3 月締結)」及び「三木市立かじやの里メッセみき指定管理者基本協定書(平成 30 年 3 月締結)」の第 19 条には、月次報告書の提出は、翌月 10 日までに提出することが定められているが、遅延が認められた。
(指定管理者)

(2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

ア 出資団体監査

① 経理規程の整備について

【内容】

経理業務については、業務の定型化や標準化の観点から、また特に金銭の管理及び出納を伴う部分については責任の所在を明らかにし、事故を未然に防止する観点からも経理規程を整備することが強く望まれる。今回の監査を契機に各種規程を検証し、規程の整備及び見直しを行われたい。(出資団体)

② 出資者としての権利行使について

【内容】

当該出資団体の利益剰余金については、株主配当や事業への再投資は積極的には行われずにその大部分が毎年、現預金として内部留保されている。当該団体の財務健全性には貢献しているものの、資本の効率性や株主の権利行使という観点からは若干課題を残している。所管課においては、出資金は市民の税金等貴重な財源で賄われていること、活用する施設は市有財産であることから、今一度、市として本来あるべき権利行使のあり方・考え方について整理されたい。

(観光振興課)

イ 公の施設の指定管理者監査

意見なし。

9. むすび

当該団体は、本市が出資した目的に沿って事業を実施しており、財政状態は大変安定的で経営成績も良好となっている。これは長年にわたる同団体の役職員及び本市所管課職員による功績といえる。今回の監査を契機として、さらなる業務改善が行われ、透明性及び効率性の一層の向上が図られることを期待し、むすびとする。